

■1 子どもの現状

最近の小学生は、保護者の態度を反映してか、勉強や運動に一生懸命に取り組む子どもとやらない子どもとに二極化する傾向にある。また、生活習慣の乱れ、社会性や規範意識の低下も見られる。

中学生においては、幼さが残る、周りの雰囲気把握する力が弱い等、集団に対する適応力が年々落ちてきている点があげられる。自己肯定感および幸福度に関する調査の結果、日本の子どもは世界的には上位に位置してなく、自分に自信がもてない、将来に対してあまり希望をもてない傾向も指摘されている。

図書館の子どもを見ても、上記内容は当てはまり、さらに家庭学習時間が少ない、読書時間が短い、地域行事への参加が低い傾向も見られる。

その原因として、これまでの競争的な教育制度により常にストレスにさらされ、発達に歪みをきたしているとの意見がある一方で、少子化、ゆとり教育等により、鍛えられる場が激減した結果であるとの意見もある。

■2 子どもとは

子どもは生得的に人権を有し、幸せに健全に育まれていくことの重要性は万人の共通するところである。ただ、家庭における育児、保育園における保育、幼稚園・小中高等学校における教育を含め、子どもとはどのような存在であり、どのような可能性を有しており、彼らにどのように関わっていったら良いかという点では、諸説に分かれる。

大別して子どもを保護と教育の対象としてみる子ども観と、意見表明権、思想・信条の自由、プライバシー保護を重視し、大人との対等の立場を重視し、社会化に否定的な立場に分かれる。

□自由を強調した子ども観

まず後者についての意見を集約すると、子どもが自らを成長させることは子どもの生来的な権利であり、子どもが自らの力で育ち、自分を守る力を持つということが重要であり、自分の体験を通して自分の道を切り開いていくことが自己肯定感につながる。自分だけの力で何かができる時、その達成感自己効力感となり、子どもの最大の喜びとなる。自己肯定感と子どもの能動的な活動意欲や参加意欲とは正の相関関係にあることが知られており、家庭や学校における学習、社会規範の指導、つまり子どもへの社会化の働きかけは不要であり、そのことが子どもを歪ませている。子どもたちがありのままにいいと認められればいじめもなくなる、という子ども観である。

□教育の必要性を強調した子ども観

一方、大人同様子どももコミュニティの中で生きており、好き勝手にすべきではないことを子育てのポイントに押さえておくべきである。子どもは社会の中で多くの文化を学び、人と関わる中で「生きる力」が育まれる。人間は社会の中で生きていくということをしっかりと伝えるべきで、子どもが自立心、公德心、社会性を自ら育てていくためには、教育は不可欠であり、適度な刺激、ストレスは重要である。子どもが自分の考えを他者にしっかりと伝える力を育むことは特に重要であり、仕事をして、きちんと社会に貢献できる人間になることが大事であることを子どもに伝え続けることこそが必要である。そうしたことから、発育期に鍛えられることも必要であり、受験制度が全くの悪とは言えない等の意見が出されている。

□ふたつの子ども観の類似点と相違点

しかし両者の意見を詳細に検討すると、全く相反する子ども観と言うわけではなく、子ども自らの学びと育ちと文化の伝承という二つの観点は二者択一でなく、両者を認めた育児を否定するものではないことも窺える。

他方、子どもの育ちにどの程度の社会化の働きかけが必要かという点では相当に意見が分かれるところである。

■3 家庭環境の課題

□家庭の教育力の低下

教育基本法改正により、学校教育の役割として規律の重視、家庭教育の項が加わり、保護者の責任が明記された。その背景には、家庭の教育力の低下、基本的な生活習慣が身につけていない子どもの増加がある。保護者の規範意識、責任感の低いことも課題である。

また、食育と学力には相関関係があり、朝きちんと食べていない子どもは学力があまり高くないという調査結果となっている。

DVの問題も深刻で、体罰は学校だけではなく家庭の問題でもある。

□過干渉と放任の二極化傾向

一方、最近の保護者の子どもに対する態度は過干渉と放任の二極化傾向にあると言われる。過保護により、子どもに過剰に支援するあまり、子どもが本来もっている力を引き出すことが阻害されている家庭が多く見られる。

□大人の姿勢、親の責任感

子どもに物事を言う前に、まず大人がその姿勢と責務をきちんと果たすべきである。

また、働く女性の増加により専業主婦家庭モデルは崩壊し、保護者と幼児の関係づくりも変化してい

る。その中で幼稚園や保育園、小学校に預けていると育ててくれるのではないかという安易な考えが、親の責任感を薄れさせているとの見方もある。

□低所得家庭の増加

一方、構造不況等により、低所得の家庭が増加している(函館市では小中学生の要保護、準要保護受給者は全体の37%)。給食費未払い、学用品等を買わず、子どもに食事をさせないという家庭も相当数存在する。労働環境、職場環境による勤務実態により子どもに手をかけられない保護者もいる。

以上のような状況から、親の意識に訴えかけられるような条例にしたいという意見がある一方、法的な拘束力のある条例の中に親の責務を規定していくことに疑義を感じる意見も存在する。

■4 学校教育の課題

この数十年を振り返ると、子ども、保護者は様々な点で大きく変わってきており、学校も変化を続けている。学校の仕事量も増加の一途をたどっていて、現在、学校はますます多くの課題を抱えている。いじめ、不登校等も依然として重要課題となっている。

学校に課せられた使命は、子どもたちが集団で鍛え合い、学び合うことであると思うが、本来家庭や地域でやることの多くを押しつけられており、学校は抱え込みすぎている。

学校教育に食育は一番の基本であり、食べることによって心身ともに豊かに作られていく。また道徳教育やキャリア教育の充実も子どもの育ちや環境を良くするために重要であると思う。

□幼児教育

集団生活能力が身につくためには、満3歳までが重要であり、幼児期を大切に育てなければ小学校高学年から高校生にかけての育ちや社会人としての形成が著しく損なわれる恐れがある。

□特別支援教育

発達障がいの子どもの数が増えているのに、特別支援員の数はかなり不足している現状にある。特別な支援が必要な子どもの場合、適切な療育により伸びることが期待できるので、人的改善が望まれる。

□いじめ

いじめ問題は極めて深刻である。情報化の進展のなかで、電磁波、ケータイ依存の問題とともに、ネットいじめも深刻な被害をもたらしている。現在のいじめ問題の深刻さへの認識をみんなで共有する必要がある。いじめを受けた子ども自身が受ける痛みをくみ取って、重く受け止めることが大事である。

いじめへの対処として、登校を控えさせることも必要である。

一方、いじめる側の子どもの日常的ストレスや悩みに対処していくことも必要で、いじめを生じさせない環境づくりが大切である。

いじめや虐待が限りなくゼロになるような対策が必要であり、是非条例に盛り込みたい。また、教育委員会や学校による調査に限界がある以上、第三者の調査による実態把握が必要であり、いじめからの救済機関の設置も必要である。

■5 地域社会の課題

地域社会の教育力が低下している現状において、子育て家庭を支援し、家庭と地域社会との共助の関係を構築することが求められている。幼児期は社会人へのスタートであり、家庭や地域社会における、子どもにとって望ましい環境のなかで、学校教育が始まることが重要であることを、地域全体で認識してほしい。

■6 行政の課題

子どもが子どもらしくいられる居場所をつくることが重要である。子どもが過度なストレスを抱えた時に、のびのびと過ごせたり、心の荷が一時的にでも下ろせる場所が必要である。

子どもの権利侵害からの救済、いじめや虐待の防止、自立心や公德心の育み支援など多くの支援が必要である。子どもたちが相談した時、それをきちんと解決してくれる救済機関の設置や子どもの人権侵害に関する第三者委員会の設置が望まれる。

ストレスを抱えた子どもを支援する団体と学校が連携をとれるような手助けやつなぎ役になるようなものも必要である。

また、家庭において、子育てに関して悩んだときに相談できる機関がわからないことも多く、相談先の周知も必要である。若い夫婦がもう一人子どもを産んで育てたいと思える子育て支援が必要である。

■7 条例全般に関わって

□条例の性格

子どもの条例制定の意義は法形式による恒久性、総合性、安定性、発展性にある。同時に、頼ってくれている子どもの味方になれるような条例を整えていかなければならない。そのためには、子ども条例が「権利保障型」か「健全育成型」なのか一般市民にもわかるような議論が必要である。権利保障、かつ健全育成の折衷的条例を望む意見もある。その際、「権利」という言葉のイメージの整理と共有化は不可欠である。

□市民が共有できる表現内容

条例は市民の誰もがわかる言葉で表現して欲しい。みんなが共有できる言葉と内容を盛り込んで欲しい。難解な言葉を避け、子どもが守られていることが子ども自らわかるようなものであることが必要である。